



金融庁における法令解釈に係る照会

令和2年2月28日

金融庁監督局総務課金融会社室長 殿

照会者

金融庁における「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」に基づき、以下のとおり照会します。

なお、照会及び回答の内容が公表されることに同意します。

記

1 照会の対象となる法令及び具体的な論点

(1) 法令の条項

貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項

(2) 論点

業として、個人（労働者）が使用者に対して有する賃金債権を買い取って金銭を交付し、当該個人を通じて当該債権に係る賃金の回収を行うこと（以下「本件業務」という。）は、貸金業法第2条第1項に定める「貸金業」に該当するかどうか。

2 照会に関する照会者の見解及び根拠

(1) 貸金業法の規定

貸金業法第2条第1項の「金銭の貸付け」とは、金銭の交付及び返還の約束があるものと考えられている（注1）。また、同項の「手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付」とは、手形割引や売渡担保など、金銭消費貸借とその法的性質は異なるものの、経済的に貸付けと同様の機能を有するものをいうと考えられている（注2）。

（注1）第198回通常国会参議院予算委員会（H31.3.25）における金融庁監督局長答弁要旨。

（注2）上柳敏郎・大森泰人編著「逐条解説 貸金業法」52頁（商事法務 2008年）

(2) 賃金債権の譲渡について

賃金債権については、労働基準法第24条第1項において「通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならぬ」とされているところ、最高裁判所昭和43年3月12日判決によると、労働者が賃金債権を他に譲渡した場合においても、使用者は直接当該労働者に支払わなければならず、譲受人は自ら使用者に対してその支払いを求めることは許されないと考えられている。

(3) 見解

本件業務において、賃金債権の譲受人は、当該債権の回収に当たって、上記2(2)のとおり労働基準法第24条第1項の規定により、直接使用者に支払い請求することはできず、常に労働者に対して支払いを請求することとなる。

よって、本件業務は、金銭消費貸借そのものではないものの、実体として譲受人から労働者への金銭の交付及び労働者から譲受人への金銭の返還が常に予定されているものであり、また、その他の回収方法の余地がないという点で、経済的に貸付けと同様の機能を有しているものと考えられることから、貸金業法第2条第1項の「貸金業」に該当するものと考える。

以上